

中野区教育委員会会議録 平成20年第17回定例会

○開会日 平成20年11月7日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時04分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（6名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子（欠席）

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数 5人

〔議決案件〕

日程第1 第59号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて

第60号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医等の長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額等を改定する教育委員会告示について

第61号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医等の遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を改定する教育委員会告示について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 11 / 1 かみさぎ幼稚園40周年記念式典について
- ・ 11 / 1 第四中学校「四中祭」について
- ・ 11 / 1 東京産婦人科医会「東京思春期保健研究会」について
- ・ 11 / 2 中野区柔道会秋季中野区柔道大会について
- ・ 11 / 2 中野区舞踊連盟日本舞踊大会について
- ・ 11 / 2 いずみ教室について
- ・ 11 / 4 平成20年度教育功労者表彰式について
- ・ 11 / 5 区立中学校連合音楽会について

(2) 事務局報告事項

- ①上高田運動施設の施設改修工事に伴う庭球場の利用中止について（生涯学習担当）

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第17回定例会を開会いたします。

本日は、倉光中央図書館長が所用のため欠席でございます。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<議決案件>

高木委員長

それでは初めに、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第59号議案から第61号議案までの3件を一括して上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

学校教育担当課長

それでは、議案の説明をいたします。

まず、第59号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて」でございます。

中野区立の小学校と中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の方が公務を執行するに当たり災害をこうむったときには、その補償をするということになってございます。そして、その補償の範囲、金額等の公務災害補償につきましては、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」というのがございまして、そこで「政令に定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める」ということになってございます。このたび、都立学校の学校医等の公務災害補償の条例が改正されたことに伴いまして、この中野区の区立小・中学校についても公務災害補償の規定、補償基礎額等を改正するというものでございます。

では、改正の内容についてです。お手元の資料の3枚目に新旧対照表がございまして、それに即してご説明したいと思います。新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

お手元の資料の右側が現行規定で左側が改正案ということでございます。アンダーライン、下線部のところが改正部分です。中ほどになりますが、第11条の第2項のところです。第11条の第2項で介護補償というものが出ますが、その額を定めております。これが第4号までありますが、第1号では、常時介護を要する程度の障害で、その介護に要する費用として支出した額がその介護補償として支給されることになっております。ただ、その上限額がございまして、その上限額が現在10万4,590円のところを10万4,960円に引き上げられるというものでございます。

第2号は、同じく、常時介護を要する場合で、親族等による介護を受けた場合には、一定額として介護補償が支給されますが、右側の、これまでの1カ月当たり5万6,710円を、このたびは5万6,930円に引き上げるというものでございます。

第3号ですが、今度は、常時介護ではなくて随時介護を要する場合には、やはりその月に介護に要する費用として支出した額が支給されることになります。おめくりいただいて裏面ですが、そのときの上限額というものを5万2,300円から5万2,480円に引き上げるというものでございます。

それから、同じページ、第4号ですが、随時介護で、しかも親族等による介護を受けた場合には、一律2万8,360円でしたが、それを2万8,470円に引き上げるということでございます。これが1点目の条例の改正です。

もう1点あります。恐れ入りますが、もう1枚めくっていただいて附則の次になります。裏面で、「補償基礎額表」というのがあります。表になっています。上が現行、下が改

正案になっておりますが、そこにありますとおり、補償基礎額が変わるというものでございます。この補償基礎額というのはさまざまな公務災害補償の基礎になるものでございます。ごらんになってわかるとおり、学校医と学校歯科医師、それから学校薬剤師に区分されており、さらに経験年数によって区分されております。学校医、学校歯科医につきましては、5年未満から20年未満までは引き上げという形になりますが、20年以上になりますと引き下げという形になります。学校薬剤師につきましては、15年未満につきましては引き上げという形ですが、15年以上になりますと、これもまた引き下げという形になります。

それでは、戻っていただきまして、新旧対照表の附則のところでございます。第1項としては、「この条例は、公布の日から施行する」ということでございます。第2項以下が経過措置ということになります。まず第2項では、その前のページでご説明した限度額、介護補償の上限額等の改正につきましては、平成20年4月1日以後に生じたものについて適用される、言ってみれば、さかのぼるということでございます。

次は、第3項でございますが、これは表のところの補償基礎額の話です。いっぱい書いてあるのですが、いわゆる経験年数が学校医、学校歯科医については20年未満、学校薬剤師については15年未満、つまり引き上げがされるというものにつきましては、その適用日、平成20年4月1日以後に生じたもの、つまり、そこにさかのぼるということでございます。

反対に、第4項の学校医、学校歯科医では20年以上、学校薬剤師については15年以上の方につきましては補償基礎額が引き下がりますので、その場合には、平成20年4月1日という適用日ではなくて、施行日以後に今それを適用する、いわばさかのぼらないという形をとるということでございます。

最後に第5項です。第5項は、金額が上がった場合に、第3項でやったようにさかのぼるのですが、既に支払われている場合には、それを内払いとみなす、すなわち不足分を後で追加支給するというところでございます。

以上が、第59号議案のご説明でございます。

続きまして、第60号議案、第61号議案について。これは条例の改正ではなくて、告示ということでございますので、ご説明させていただきます。

第60号議案でございます。「中野区立小学校及び中学校の学校医等の長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額等を改定する教育委員会告示について」という少々長いものですが、ということです。第60号議案の裏面をごらんください。告示ということでございます。

これは、先ほどの条例、公務災害補償に関する条例の第4条と第5条の規定に基づきまして、長期療養者の休業補償と年金たる補償というのがあるのですが、その最低限度額と最高限度額を教育委員会で定めるということになってございます。このたび、東京都の

告示も同様に改正されましたので、それに伴って改正するというものでございます。最低限度、最高限度、それぞれ以前と比べますと上下ばらつきがありますが、おおむね最低限度が前回よりも下がって、最高限度が上がっているというような傾向がございます。附則では、7月1日を基準にしているということでございます。

以上が第60号です。

続きまして、第61号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医等の遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金に乗ずる率を改定する教育委員会告示について」ということでございます。これもまた、第61号議案の裏面をごらんいただきたいと思えます。ここにいっぱい数字が並んでおります。これは、この遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金の4種類あるのですが、それぞれ根拠規定がございまして、遺族補償年金につきましては条例の第17条第2項第2号、障害補償年金については、条例の施行規則というのがありますが、その規則の第7条の6の第1項、障害補償年金前払一時金については規則の第7条の6の第2項、そして遺族補償年金前払一時金については同規則第7条の7で、算出するに当たっては、教育委員会がある一定、これはさかのぼる形になりますので、補償基礎額の変動に伴って、過去に支払われた例えば年金の額を現在額で引き直すというような調整率なのですが、その率を教育委員会が定めるということになっております。そのためにここで告示をするわけです。これも同様に東京都の告示によってその乗ずる率が改まりましたので、それに伴って改めるというものでございます。

附則については、平成20年4月1日を基準に出すということでございます。この告示に関する根拠につきましても、別途に配付してあると思えますが、「参考」と書かれた第60号議案、第61号議案、それぞれについての条例と規則がございまして、そこに教育委員会が定めるというのは下線を引いてありますが、そこに基づきまして告示を出すということでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

私から1点。

第59号議案は、公布の日に施行ということでわかるのですが、第60号と第61号につきましても、告示日というのは大体いつになる予定なのでしょうか。議案には日にちが入っていないのですが。

学校教育担当課長

これは入っていないですね。教育委員会でご承認いただければ、速やかに公布する、施行するということになります。

高木委員長

例えば、きょう決まればきょうということですか。

学校教育担当課長

そうです。

大島委員

第 59 号議案についてなのですけれども、介護補償というのがもともと条例で決まっているということなのですが、具体的イメージとしては、例えば学校医とかの方が学校の行事についていたりして、そこで事故に遭われたりして、介護を要するような状況になってしまったというようなことかなと思うのですけれども、その介護補償というのはある程度の期間続くということが想定されるかと思うのですが、いつまでというような期間の区切りというのはあるのでしょうか。

学校教育担当課長

介護の状態が続く限り、ずっと補償されております。

山田委員

学校医をやっている者として非常に手厚いいろいろな条例が定められていると思うのですけれども、こういったものをすべての学校医、学校歯科医、学校薬剤師がみんな承知しているかということ、なかなかそこまでは伝達されていないのが現状かなと思うので、こういったことを何らかの形でお示ししていただきたい。こういうことが起きたら、どういう手続で申告するのか、本人でなければいけないのか、本人が申告できない場合にはどうしたらいいのかとか、そういうことがあるのかなという気がしておりますので、その辺をぜひお願いしたいことが 1 点です。

2 点目は、今、大島委員からご質問ありましたけれども、介護について。介護保険が導入されたときに、家族の者についての手当ては現物というか現金では支給されていないのが介護保険の現状なのですけれども、この場合には現金支給が認められているわけですね。その経過についてももしおわかりであればご説明いただければと思います。

以上、2 点です。

学校教育担当課長

山田委員おっしゃるとおり、家族に介護してもらっている場合にも現金支給をしているというのがこの条例の手厚い規定でございます。その経過につきましては、申しわけありませんけれども、承知していません。

山田委員

あと、もう 1 点。

支給額とかは毎年のように変わりますよね。これは、東京都の人事委員会勧告か何かのことでその体系が変わるので、毎年のように変更があるということの理解でよろしいですか。

学校教育担当課長

この補償基礎額というものが、東京都の医療職、お医者さんの給料表に基づいて算出されていますので、毎年、給与の条例が変わると変わってしまうということがございます。

大島委員

第 61 号議案の、この率というのですけれども、今、東京都の定めに連動してというようなお話があったかと思うのですけれども、この率というのはどんなふうになるのですか。

学校教育担当課長

補償基礎額という補償の基礎になる額なのですが、それは、先ほど申し上げましたとおり、東京都の給料表から算出しているものですね。この率というのは、現在の補償基礎額と、支給された平成 2 年とかいろいろありますが、そのときの補償基礎額を割り算した形なのですね。そうすると、もともになる現在の補償基礎額が変わってしまうと、その割り算の率が変わってしまいますので、そういった形で変えるということになります。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により一括して採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 59 号議案から第 61 号議案までの 3 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了いたしました。

<報告事項>

高木委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告>

高木委員長

初めに、委員長、委員、教育長報告です。

まず、私から。

11 月 1 日の土曜日、かみさぎ幼稚園の 40 周年記念式典・祝賀会に行っていました。かみさぎ幼稚園は、ことし、教育委員でも公式訪問しているのですけれども、保護者の方が「みどり会」というのを組織しまして、地域の方と一緒に手厚く教育活動を行っている園でございます。当日は、区長、区議会議長もいらして来賓祝辞をいただきました。三部構成になっていまして、最初に記念式典、こちらは粛々と進みました。その後で祭典という形で、園児たちの演技といたしますか、そういうのがありまして、歌を歌ったり、あと、

バルーンですね。私の子どもの行っている幼稚園でもやるのですけれども、ビニールのシートみたいなものをぶわっとやって、気球みたいな感じで空気を含ませてやるという、割と高度な技ですね。最初、年中さんがバルーンをさわっていたので、年中さんでそれをやるのかなと驚いたのですが、実際は年長さんですけれども、先生方は2人ぐらいしか手伝わないで非常にうまくバルーンができて、これはなかなかすごいなと思いました。最後あけると、中から「40周年おめでとう」というのが出て、ちょっとすてきなアトラクションでした。

あと、「かみさぎレインボー音頭」というのがございまして、これは、公式訪問したときに、どんな音頭なのだろうな、実際に見てみたいなと思っていたのが、ちょうどこの祭典のほうで子どもたちが披露してくれましたので、非常に楽しめました。

その後の祝賀会では、教育サポーターのお1人のテノール歌手の方が見事な歌を2曲、アンコールを含めて3曲ですか、披露していただいて、とてもすばらしい周年行事でございました。

あと、私が短大協会で一緒に仕事をしております鎌倉女子大学短期大学部の短大学部長の先生が、実はここの幼稚園の元職員で、「あれ、高木先生」とか言って……。「20年前に研究でここで大分鍛えられたんですよ」ということをおっしゃっていて、中野の幼稚園教育はなかなかいい人材を出しているなど実感した次第でございます。

ここが終わった後、若干時間がありましたので、その足で、自転車で第四中に行きまして、四中祭というのを見てきました。最後の1時間ぐらいしか見られなかったのですが、展示発表と閉会式を見させていただきました。テーマが「ガチでエンジョイしまくろうウィッシュ」という、何か今風なのでちょっとあれなのですけれども。展示も、40分ぐらいしか時間がなかったので駆け足で見たのです。全部よかったですけれども、中でもネイチャー部というのがございまして、小林校長が顧問をされていて、校庭で小麦を育てて、それを石うすでひいて焼いてみたり。あと、生徒たちと一緒に校外まで自転車で行って水質調査をしたりと、非常に意欲的な活動をやっているところです。

午前中は合唱コンクールがあって、3年2組が最優秀となり、閉会式で歌ったのですね。なかなかいいなと思って、「校長先生、よかったですね」とお話をしたら、「いや、午前中のほうがよかったんですよ」と。午後の展示発表で子どもたちはちょっと力が抜けてしまっていて、ちょっと残念だったなと思いました。

翌日11月2日は、またその四中に行きまして、第1いずみ教室という、知的ハンデがある方の生涯学習の教室があるのですが、そこに国際短大の学生4人と一緒にお手伝いに行きました。前回に引き続きまして、新井小学校の先生お2人も来てくれて、ボランティアは、一応私も入れると都合12人になるのですか。それで、活動のお手伝いをしました。午前中はクラブ活動ということで、学生も2回目のでれたので、新井小学校の先生と一緒にレクリエーション部というのに入りまして、学級生の人と一緒に、ハンカチ落としです



とか、なぞなぞをやりました。午後はスポーツでバスケットボール、卓球、あと、ドッジボールを使った野球というのをやったところです。

いずみ教室のほうは、その前の週に、私は参加していないのですが、軽井沢の少年自然の家に宿泊で行って、私たちが手伝う日中のいずみ教室というのは、生活の部分では表の部分ですよね。宿泊となると、ボランティアの方も非常にご苦労があつて、無償で、本当に頭が下がる思いでございます。「ちょっとお風呂がぬるかった」ということを何人かのスタッフの方から聞いたので、ボイラーの調子が悪かったのかなと思いました。

11月5日午前中、中野区立中学校の連合音楽会で、なかのZEROホールにお邪魔させていただきました。区立中学校13校が全部集まりまして、全員ではないのですが、なかのZEROの大ホール、あの音響のいいところで合唱や合奏をやるというのは非常に大きな意義があるなと思います。また、学年やクラス、あるいは部で力を合わせてやるというのは、日常の活動の中で非常に大切なのかなと。

各校よかったですけれども、私が一番感激したのは、オープニングで十中の和太鼓部です。生徒10人プラス原校長先生ですね。黒のTシャツ、青の短パン、黄色のたすきで、2曲、非常に力強い演奏をしてくれました。十中は少人数化していますので、生徒数12人というのは参加グループの中で最小なのですが、それでも全校生徒の8分の1が来てしまっている状況で、なかなか大変だなと思いました。本当は全部見たかったのですが、午後は、第52回中野区立小学校連合運動会の第3会場、桃花小学校で、桃花小と谷戸小の2校対抗戦になってしまっているのですが、参加してきました。かけ持ちではなかったので、100メートル走、綱引き、リレーを全部見させていただきました。

連合運動会なのですが、各校、プログラムに若干違いがありまして、先週の報告でもあったかと思うのですが、第3会場も準備運動と整理運動はなしなのですね。各校でアップと整理をやるということなのですが。あと、気がついたのは、ピストルの音が小さ目のエコピistolというのですか、環境というか、地域の方への騒音に配慮したピistolで、若干迫力はなかったのですが、まあ、いいのかなと。児童数が、6年生は桃花が大体80ちょいに対して、谷戸が60弱なので、大体3対2の割合なのですね。そうしますと、100メートル走は、桃花3人に対して谷戸2人ということでもうまくやれているのですが、リレーですとか、綱引きになると、ちょっと調整が難しかったのかなと。特に、綱引きは最初に出てきたときに、「あれっ、片っ方、人数が多いですよ」という話になって、慌てて減らしたようなところがありました。綱引きに関しては、全員参加で、一番小さいところの学校に合わせて人数を入れかえるということですので、そうすると、極端に人数が少ない学校さんになると工夫が必要なのかなと。先週見た第5会場、第6会場でも少ないところもありました。第3会場もそうなのですが、校長先生方の中で、「来年度に向けてブロックの再検討は必要だよな」という話が出ておりました。せっかくだいい行事ですので、それを残す形でうまく検討していただければなと思った次第です。

私からは以上でございます。

#### 大島委員

私は、11月1日、かみさぎ幼稚園の40周年の記念の式典に出させていただきました。今も高木委員長のほうからご報告があったのですが、式典のときも子どもたちがとてもお行儀よく、いい子でして、来賓の方が「こんにちは」と言うと、「こんにちはー」とか、とても礼儀正しくて、いい子で。印象的だったのは、議長さんのあいさつが大変短くて、「おめでとう。きょうはこれだけ言いに来ました」ということ。あとは、一緒に来られた議員さんのご紹介だけはしたのですが、子どもたちも、区長さん、議長さん、教育委員、委員長さん、それから保護者の代表のあいさつもありますし、大変だなと思っていたのですが、議長さんのその配慮ですぐ終わってしまって、非常にTPOを配慮したあいさつだなと、ある意味とても感心いたしました。

あと、祭典のときの、庭での子どもたちのアトラクションがとても楽しかったし、また、手に持っている飾りなどもきらきらしてとてもきれいで、「レインボー音頭」も、振りつけを考えた先生がその日来て一緒に踊ってくださったりして、とても楽しませていただきました。

11月4日の4時から、この区役所の庁舎内で、中野区の教育振興会の教育功労者の表彰式というのが行われました。本来、委員長さんがごあいさつをするべきところを、私、代理であいさつをさせていただきました。12名の方が表彰を受けられて、学校の先生とか教育関係者の方、それからPTA活動を長年尽力された方、こういう方々がいらっしゃって、私立の学校の先生も含まれていらっしゃいました。もらうものが、紙の賞状ではなくて、賞状の文章をコンパクトにした、銅版というか金属版みたいなものに賞状が彫られていて、それを木製の板に張りつけた形になっている、机の上などに飾れるような盾の形になったものを差し上げていたようで、なかなかいいなとか、あれ、すてきだからほしいなと思ったような次第でございます。

私からは以上です。

#### 山田委員

私は、11月1日、私が所属します東京産婦人科医会の中に、東京思春期保健研究会という研究会がございまして、主に思春期のいろいろな課題について研究を進める会で、今回で第36回を数えております。この研究会、今回は、特に都内の中学校、高等学校の養護の先生をお招きして、学校の現場でのお話を聞かせていただきました。

一つは、私たちも教育委員会の中で時々話をするのですが、「メディアの現状とその対応について」ということで、都内の中学校の現職の養護の先生から、症例といいますか、事例の報告がありました。かなりショッキングな状況でございまして、これは、今の子どもたちがメールで知り合った異性でも同性でも、それを友人として見てしまっている。特に事例で紹介された女生徒でございまして、メールで知り合った男の人と会っ

てその日に性交経験がありまして、中絶を経験しているということです。そのお子さんと担任とが接触するのは、唯一、携帯でのメールのやりとりだけというような話がございました。

その中学校の養護のほうでアンケートをとりましたところ、中学校2年生でパソコンを自分で持っているといいますか、使っているという方が84%に上るのですけれども、いわゆるフィルタリングがかかっているのは14%にすぎないとか、携帯電話の所持率も78%ぐらいに及ぶのですけれども、フィルタリングは20%にしかすぎない。インターネットを毎日見る、時々見るという子どもたちは80%。これは中学2年生を対象にしたアンケートだそうですけれども、その中で、アダルトビデオとかインターネットでアダルトサイトにいっている子どもで頻回に見ている子どもが10%に及んでいる、そういう実態があるということが提示されまして、今のIT社会の中で私たちが子どもたちにどのような教育をしていくべきか。その中で私も質問したのですけれども、小学校のときから携帯を与える前に保護者に十分な指導ができるような体制を整えないと、中学ではもう遅いのではないかなというふうにディスカッションがありまして、私もそのとおりではないかなと思っております。

2席目は、「高校における思春期教育のやり方」ということで、学芸大が一つモデルを示したものについて、都立の高等学校の主幹の養護教諭からその紹介がありました。子どもたちが参加して、「性」というテーマだけに絞って子どもたちにフリーディスカッションさせていくと、例えばHIVだとかについての理解が高まってくるとか、そういったケースが出てくる。あと、コンドームの使用などについても抑制がかかるとかということで、子どもたちの参加型にした性教育が必要ではないかということが示されております。

最後には、私たちの仲間であります東京北社会保険病院の院長から、生体時計についてのお話がありまして、やはりきちんと夜早く寝る。人工光であれ、夜、光を浴びるということは子どもたちの成長を妨げる。ですから、人間は昼光性の動物ですから、それを間違えないようにして、夜は早く寝て朝はしっかり起きることで、例えばホルモンであるメラトニンというのが出ますから、こういったものが生体時計をきちんとセットしてくれる、そういったことが性成熟の抑制にも関係するということが示されて、1日そういったことでの勉強をしてみました。

11月5日は、委員長が午前中おいでになりましたが、午後の部での中学校の連合音楽会に出席をしてみました。委員長ご報告のとおり、午後の部も、最初の第1席目は、第十中学校の三味線と長唄。日本の伝統的なものでございますけれども、やはり指導者に恵まれているということ。三味線に触れて、それを演奏できるということのチャンスもなかなかない。また、この一つの科目だけが和の演奏でした。あとはみんな洋楽器ということですので、日本のものに触れるということではすばらしい体験を子どもたちはしているのではないかなと思えました。

全体を通じて、当然のことかもしれませんが、例えば演奏中には席を立たないとか、演奏が終わったらきちんと拍手をすとか、あと、演奏の途中で入れかわりがあるのですけれども、演奏していたら外で待つとかということがきちんと徹底されていて、立派な音楽会ではなかったかなと思います。

最後に立ったのが、北中野中の吹奏楽で、やはり全国レベルに匹敵する演奏を聞かせていただいて、今の中学生たちはすごいなと。私が中学のときは、吹奏楽部にちょっとだけいたことがあります、あんな立派なことはできなかつたなと思いつながら、今の子どもたちは非常にすばらしいかなと思っております。

実は音楽とか芸術というのは心を育てるのに一番いいものだと思うのです。そういった意味では、文化の日になんだこの時期に、こういった音楽会がきちんと開催されて、子どもたちがそこに参加するというのは、すばらしい機会を得ているのではないかなと思いつまして、今後もこの音楽会は教育委員会としてもきちんと主催をしていきたいなというふうに感じております。

私からは以上です。

飛鳥馬委員

私は、31日金曜日に、文京区の区役所に行きました。文京区も今、小・中学校の再編のことでいろいろやっておりますが、ご存じのように、一度出した計画がなかなか進まないで、もう一回出し直しするといひますか、今やっていることは、文京区の小・中学校将来ビジョン策定検討協議会というのでしょうか、主に地域の方、あるいはPTAの会長さんなどが参加されて、そういう新しい協議会をつくって、今、協議を進めているのです。もう1年ぐらいたつかなと思いつのですが、それがどんな状況かということで資料をもらいに行きながらちょっと行ってきたのです。まだ報告できるほどまとまてはいないのですけれども、区民の方々が集まていろいろお話をされているという状況です。その都度、報告書を出していますので、一部それをいただいてきましたので、また何かの機会があつたら報告したいなと思っております。まだそんなにたくさんきちつとまとまてたものではごひいせん。

以上です。

教育長

なるべく重複を避けてご報告させていただきます。

かみさぎ幼稚園の40周年の式典及び祝賀会に私も出まして、先ほど高木委員長からお話のごひいしましたテノール歌手の方の歌を聞かせていただきました。オペラとかは余り聞いたことがないのですけれども、幾つか知つている曲の一つである「トゥーランドット」といひのがありますね。「誰も寝てはならぬ」、あれはすばらしくて、3メートルぐらひのところでも聞きましたが、すばらしい音楽でござひいました。

それから、11月2日には、中野区柔道連盟が行ひます柔道大会がござひまして、そちら

のほうに出席させていただきました。

それから、当日の午後ですけれども、中野区舞踊連盟が主催いたします日本舞踊大会というのがZEROホールの大ホールのほうでございまして、そちらのほうに出て見させていただきました。

それから、4日、教育振興会の表彰式は私も出席させていただきました。

それから、昨日でございますけれども、四中で三区合同の社会科研究会、研究発表大会というのがございました。これは、中野、練馬、杉並の三区なのでございますけれども、社会科の研究発表大会でございます。きのうの発表は模擬裁判ということでありまして、四中の体育館で模擬裁判の授業がありました。そこには、第一弁護士会から4人の弁護士の方がおいでになって、いろいろ指導していただいたり、内容について質問を受けたりというようなことをしております。

体育館の舞台に裁判所をつくりまして、子どもたちや生徒が弁護士、検察官、裁判官、廷吏、その他、そういった裁判所の役割を与えられてやるわけですが、そのほかに、先生方が被告人と被害者、それから証人というような形でそれぞれストーリーができていまして、そのとおりに進めていくのです。それから、来年の5月から実行されます裁判員制度というのを意識して、今回から裁判員というのを。前からやっているらしいのですけれども、裁判員というのを新たに1人つけてやったということです。初めの起訴状の朗読とか、罪状認否、証拠申請—順番がちょっと違いましたね。証人尋問、被告人尋問、検察官の論告求刑、最終弁論まで進みまして、最後に終わったところで合議をやります。合議をするときに、来年からは裁判員が入りますので、今回、裁判員を入れて、裁判官と裁判員が合議をして刑を決めるのです。

非常におもしろかったのは、一つは、被告とか証人に立つ先生がすごくうまくて、例えば、変な証人があると、被告が「そんなことないよ」とかいろいろ言うのですね。そういうような感じで、非常に迫力があつたというようなこと。それから、最後に合議をして刑を決めるのですけれども、その際に、弁護士が4人来たわけですが、その人が一緒に入っているいろいろな教えながらやっているのですが、大変難しい。私などは、どう見ても被告人が有罪だと思うわけですが、弁護士の先生は、「本当にそうかどうかというのは今回の裁判では立証されていないじゃないか」と生徒にいろいろ言うのです。そうすると、生徒が「ああ、そうか、無罪なのか」みたいな、そんな感じで。最後は有罪になったのですけれども、私の感じとしては非常に苦しんでつくったような判決になっておりました。そんなことで、非常におもしろい研究発表がございまして、なかなかいいなと思った次第であります。

それから、夜ですけれども、全日本音楽教育研究会小・中学校部会全国大会というのが今開かれております。市ヶ谷のグランドヒルというホテルで行われたわけですが、そのレセプションに出席させていただきました。なぜ出たかという、この全日本音楽

教育会小中学校部会の小学校部会が、きょう、ZEROホールを貸し切って開かれます。そこでは、研究発表でありますとか、研究授業、研究演奏、その他全国から来まして、いろいろな授業が行われます。我々、今、教育委員会があつて行けないのですけれども、その中で、会場も私どものZEROホールで小学校部会をやりまして、啓明小学校、本郷小学校の研究授業がございまして、そういった関係もありまして、中野区が本大会を後援しております。そういった関係で呼ばれて、ちょっとごあいさつさせていただいたという次第であります。全国大会ですから全国から音楽の関係の方が来ているのですけれども、この方々が異口同音に言っているのは、「音楽教育というのは今岐路に立っていて危ない」と。例えば、学習指導要領が変わって、授業時数はふえたのですけれども、音楽教育については当然ふえていないのですね。しかも、見直しの中では、中学校については選択科目がなくなってしまうとか、そういう中で、音楽が非常に軽く見られている部分があるのではないかということで、音楽教育が非常に危ないというすごい危機意識があつて、みんな異口同音にそういうことを言っていて、文部科学省の人が来ていましたけれども、「何とかしてくれ」とか言われておりました。そんなことで、いろいろな形で大変参考になった大会でございました。

私からは以上です。

高木委員長

それぞれの委員からの報告につきまして、何か質問、ご発言がありますでしょうか。

では、私から。

教育長にお聞きしたいのですが、先ほどの四中さんで行われた模擬裁判の件なのですが、裁判員の役というのは生徒さんなののでしょうか、それとも先生方、あるいはそのほかなのですか。あと、何人ぐらい。

教育長

裁判員は生徒です。生徒2人でした。本当はもっと多いらしいのですけれども。

高木委員長

大島委員、裁判員というのは本当は何人なのですか。

大島委員

たしか一つの裁判に7人位ではなかったかと思うのですが、ごめんなさい。正確な数は……。私自身、裁判員になれないものですから、残念ながら……。

山田委員

きょうのお話と直接関係あるかどうかわからないのですけれども、この2、3日前に、東中野地区のいわゆる民営化の保育園で閉園がございましたね。確認しておきたいのですけれども、認証というのと認定という保育園があるかと思うのですけれども、もちろん区立園と。この間、閉園したのは認証保育園だと思うのですけれども、私たちも今、幼稚園のことで認定こども園に向けてのいろいろなことをやっているわけですから、認定と

認証、おわかりなる方がいたら教えていただきたいなど。というのは、やはり中野区の子どもたちのことですので、保育園が閉園になるということが、民営化したときの一つのあり方かなと思うのですけれども、もしおわかりになる方がいたら教えていただければと思います。

教育委員会事務局次長

わかる範囲で。

認可保育所というのは、運営主体は、民間であろうと、自治体であろうと、国が定めました認可基準に従って認可を受ければ認可保育所という形になります。それで、認可保育所への入所につきましては、今の段階では、私立だろうと公立だろうとすべて、各自治体、行政が入所基準に従って入所させ、保育料も徴収するというのをやっております。

それに対して、認証保育所というのは、今現在では東京都独自の制度でございまして、認可保育園・保育所の認可の基準をかなり緩くしております。施設の設置の内容について、運営の内容についても緩くしております。それで、一定の基準を満たしたものについて、認証保育所と東京都が認証を行います。その認証保育所につきましては、当然、都と市区町村から運営について補助金が出ておりますけれども、入所につきましては、認証保育所と利用者との個別契約になります。ですから、行政は、行政への申し込みを受けてということではございませんので、随意に入所の判断をし、そこに保育料も、都が一定の上限を決めていますけれども、その上限の中であれば任意に認証保育所が決めてよくて、任意の契約に基づいて利用していただくということでございます。

山田委員

今回閉園になったのは認証保育園ですか。

教育委員会事務局次長

認証保育所というふうに聞いております。

山田委員

保育所ですか。

高木委員長

ウェブ上のニュースですと、東京都の手続で認証保育園として開園したということで、あと、お子さんが8人ですが、ウェブ上のニュースによると、中野区などの保育所で受け入れる見通しというふうに出ているのです。オープンしたばかりで、私もウェブニュースを見てびっくりしたのですけれども、この認証作業自体は都がやるので、区はかかわっていないのですか。

教育委員会事務局次長

最終的には都の認証ということになるわけですが、当然、区の中に認証保育所が入ってくるわけですので、いろいろな相談、事前の手続、それから一定の補助金を出していきますので、基準に従っているかどうかというようなチェックというようなものも含め

て区で行っている事務がございます。

飛鳥馬委員

私も詳しいことはわからないのですが、認証というのは、都で比較的新しくつくった制度で、今までの基準を緩めて、駅前とか、マンションだとか、母親の利便性を考えてというあれでいいのでしょうか。

教育委員会事務局次長

基本的には、待機児解消策として打ち出されたものでございます。通常の認可保育所の認可基準というのが厳しくて、また、施設的にもかなりのものがないといけないということがございまして、そこまではいかないのですけれども、一定の基準を設けて、認証保育所というものを、特に、これまで規制緩和で株式会社などは今やるようになったのですけれども、特に株式会社などはなかなか認可保育所の運営ができないような形。できるのですけれども、補助金が出ないとか、いろいろな面で区別がされておまして、そういった面では、特に株式会社などの民間の参入が認証保育所はしやすいということがございまして、そういった流れの中で待機児解消策としてこの間進められているものでございます。

高木委員長

実態として、東京の場合は、認可外で預けていらっしゃる方もいらして、認可外だからイコールだめということではないのですが、やはり認可外ですと行政として質の保証ができないということで、言い方が適切かどうかあれですが、ちょっと緩い基準で、そのかわり一定の質の保証をしようよという、そういう試みというか制度ですね。

大島委員

別の話題で。

先ほど山田委員のほうから、思春期についてのシンポジウムでいろいろ報告があったというのを聞いて、もちろん、問題意識は私も前からありましたし、特に携帯、パソコンの問題点ということも前からお話ししたこともあるのですけれども、改めてフィルタリングのパーセントが低いとか、そういうところで知り合った人とすぐに性行為を持ってとかというショッキングなことがあって、大変なことだという思いを新たにしたのでございますけれども、二つ問題があるかなと思うのですね。

特に女の子でしょうけれども、自分を大事にするという観念をもう少し植えつけないと、どうしてすぐにそういう携帯などで知り合った人と性行為とかを持ってしまうのかというのは、私もよくわかりませんが、自分をもっと大事にして、年相応の生活といえますか、そういうことについての意識をもうちょっと植えつけないといけないのではないかと、というのが一つと、もう一つは、携帯とかパソコンという便利なツール、これに対する対処の仕方というのも学ぶというか、教えなければいけないのではないかと、ということがありまして、前者のほうについては、例えば道徳の時間とか、読書を通じて自分のことをもっ



と見つめるとか、そういう機会を与えるとか、何か考えたいなというのが一つ。やはりパソコンとか携帯の使い方については、今山田委員もおっしゃっていたように、小学校の段階から保護者を教育するということからしないとだめなのかなと思ったり。しかし、学校として、あるいは教育委員会としてどういうふうにかかわれるかということも考えなくてはいけないし、本当に必要で、緊急で重大な問題なのだけれども、非常に後追的になってしまって難しいなというのも、実感で今ちょっと感じました。

教育長

まず、携帯などによる問題について、東京都が10月だったか、教育委員会の提言というのを出しています。これは、今よく言われている携帯電話を持たせる場合に必ずフィルタリングをつけさせなさいとか、あるいは、学校に持っていか、あるいは持っていかせないか、ルールづくりを教育委員会に求められています。

そういう中で、我々教育委員会としても検討しなければいけないとは思っています。そういう面で、例えばよその教育委員会の「教育委員会だより」とかを見ましても、教育委員会から呼びかけているというような自治体もかなりふえておりますし、国からもいろいろ出ていますし、そういう面でいきますと、これは非常に社会問題化している問題だと思います。我々教育委員会としても十分検討し、何ができるかですね。我々の中で何ができるかにつきましては、委員会の中でもちょっと検討していきたいというふうに考えております。

高木委員長

ちょっと話は違うのですが、最近、未成年の無免許運転というのが新聞に出て、中学生が人身事故を起こしてしまったり、あと、無人の自動車が走っているという情報があったら、9歳の子どものが運転していたり、実際は、携帯とかパソコンも同じで、結局、それ自体が悪いのではなくて、悪にも善にもなるということですね。人間の力を何倍にも拡大していきますので、その使い方をきちっとしていかななくてはいけないのかなと。ただ、直接子どもたちにとというのが、フィルタリングとか設定できるようであれば、逆に言うと、外されてしまうので難しいので、保護者の方への啓蒙ということなのかなと思うのです。PTAのときとかといっても難しいのかなと思うのですけれども、「教育だより」はもちろんです。例えば入学式のようにチラシみたいなものを配るとか、何かできることがあるのかなと思いますので、検討していきたいと思います。

あと、よろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局報告に移ります。

「上高田運動施設の施設改修工事に伴う庭球場の利用中止について」、報告をお願いします。

生涯学習担当参事

それでは、「上高田運動施設の施設改修工事に伴う庭球場の利用中止について」、ご報告を申し上げます。

まず、該当施設でございますが、上高田運動施設の庭球場、テニスコートでございます。

利用中止期間は、来年平成 21 年 1 月 13 日から 1 月 26 日まで。

利用中止理由及び内容でございます。庭球場の 4 面あるコートのうち、第 1・第 4 コートの 2 面の人工芝の張りかえ工事のためのものがございます。当該施設は、平成 11 年 6 月 1 日に開設してございますので、今回の 1・4 コートの張りかえ工事は、開設以来初めての工事ということになります。耐用年数は大体 10 年ほどと言われておるものがございます。

周知方法は、「ないせず」への掲載ほか、ここに記載のとおりでございます。

その他といたしまして、平成 21 年のこの利用中止期間を含みます 1 月の利用分につきましては、本年 11 月 10 日、来週月曜日ですが、ここから抽選予約の受け付けが開始されることになってございます。したがって、利用中止期間内の予約は受け付けていないということ、言いかえれば、予約の取り消しはないという対応を図っているものがございます。

簡単ですが、以上、ご報告をさせていただきます。

高木委員長

質問がありましたら、お願いします。

飛鳥馬委員

費用の件で、メンテナンスは、途中かかる費用があるのでしょうか。

生涯学習担当参事

ここの運動施設につきましては、運動施設にかかわる専門の事業者が指定管理者として入っておりますので、この指定管理者のほうが、日常的な部分も含めて基本的にはきちっとメンテナンスをしているというものでございます。

大島委員

人工芝についてなのですが、この前、第八中学校に行きましたときに、一部、人工芝のところがありまして、水はけがすごくいいと。雨が降ってもすぐに乾くというような説明を聞いたことがあるのですが、それと同じものかどうかはわかりませんが、テニスのコートとしてふさわしいような種類の人工芝とか、そういう面から選ばれているかということはあるのでしょうか。

生涯学習担当参事

基本的には、水はけが極めてよいということで、雨天後の再開時間が非常に短いといったようなことから、現行の人工芝につきましても、利用団体、利用者から非常に高い評価を得ております。テニス連盟などでもそういう意味では評価をいただいているものでござ

います。

高木委員長

よろしいでしょうか。

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

報告事項はないようなので、以上で、本日の日程をすべて終了いたしました。

ここで傍聴の皆さんにお知らせがあります。来週 11 月 14 日は、第七中学校訪問と校長先生との意見交換会のため、教育委員会の開会はありません。次回の教育委員会の会議は 11 月 21 日午前 10 時から開会いたします。

これをもちまして、教育委員会第 17 回定例会を閉じます。

午前 11 時 04 分閉会